

「令和7年度国有林材の安定供給システム販売（製品販売）」の募集公告 （第4次募集）

令和7年9月1日

関 東 森 林 管 理 局

国有林材の安定供給システム販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり実施するので、希望される方は、関東森林管理局長あてに「国有林材の安定供給システム申請書」を提出してください。

記

1 システム販売の目的

システム販売は、需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として、森林管理局長が製材工場をはじめとする需要者と国有林材の販売に関する相互協定を締結した上で、森林管理署等の長がその協定に基づき計画的な販売を実施するものです。

2 システム販売物件の概要等

販売物件の予定数量等については、「令和7年度システム販売物件一覧（第4次募集）」（別紙1）のとおりとなります。

3 協定締結期間

令和7年度システム販売物件一覧（第4次募集）（別紙1）の物件番号4-01～02は、協定締結日から令和8年4月末日までとします。

4 システム販売の対象となる需要者

次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）
- (2) 原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）
- (3) 住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）

5 システム販売の対象となる需要者の要件

次に掲げる要件のすべてを満たさなければならないこととします。

- (1) 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること（共同で買受する場合は共同買受者も同資格を有していること）。
- (2) 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること。
- (3) 社会保険等に参加していること。
- (4) 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること。（ただし、同時

に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること)

- (5) 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 製材工場等については、JAS認定工場であること。(出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合であり、小径材を住宅部材以外の用途に用いる場合についてはこの限りでない)
- (8) 原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること。
- (9) 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること。(ただし、この場合、製材品需要者が(1)の要件を満たす必要はないものとする。)
- (10) 次の事項に該当した企画提案がされていること。
 - ① 原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減や付加価値を高める工夫等の取組。
 - ② 森林資源の有効利用や国産材の新規需要開拓を図るもの。
 - ③ 地域の林業・木材産業への貢献を図るもの。
 - ④ 製材工場等と製材品需要者が連携することにより、最終製品の生産に必要な製品または原木の効率的な生産や流通を図るもの。
 - ⑤ 東北地方太平洋沖地震の被災地に関する復旧・復興資材の供給に関する取組。

6 固定価格買取制度に係る要件

- (1) 協定希望者のうち、チップ工場等が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法」(平成二十三年八月三十日法律第百八号)に基づき施設認定された木質バイオマス発電所(木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下単に「バイオマス発電所」という。)に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、以下の点を申請受理の条件とします。
 - ① バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又はバイオマス発電所との共同申請であること。

ただし、申請時において販売協定が未締結である場合は、今年度中に販売協定が確実である場合に限り、この場合、販売協定の締結が確実であることを示す書類を添付すること。
 - ② 申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと。
 - ③ 申請対象物件の買取希望価格を算出するまでの過程について、発電した電気の買取価格を踏まえて明らかにする必要があること。
 - ④ 協定期間終了後に、バイオマス発電所に製品(申請対象物件を加工したものに限る)を発電用として納入した際の伝票等の写しを提出し、その価格を明らかにする必要があること。
 - ⑤ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき作成した自主行動規範を参考として提出する必要があること。
- (2) バイオマス発電所が自ら購入した物件を燃料となるチップ等に加工することとして申請を行う場合についても(1)③の条件を同様に適用します。

- (3) 供給先のバイオマス発電所(バイオマス発電所自らが申請する場合を含む)が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」(平成二十四年六月十八日経済産業省令第四十六号)第5条第1項7号に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写しを提出してください。

7 申請方法及び申請期限

(1) 申請方法

電子メールにより、(3)の申請書等を関東森林管理局のメールアドレスへ提出してください。

データの容量は20MB以下とし、これを超える場合は、別途、提出方法を指定しますので、ご連絡ください。

また、送受信の状況を確認するため、メール送信後に必ず連絡をお願いします。

メールアドレス「ks_kanto_sigen@maff.go.jp」

連絡先：関東森林管理局資源活用課

※別添の「電子メールによる申請の留意事項」を確認してください。

電子メールによる提出が困難な場合には、紙媒体での提出も可能とします。その場合は、郵送又は持参で関東森林管理局資源活用課に提出してください。

(2) 申請期限

令和7年9月18日(木) 16時必着

(3) 提出書類

- ① 国有林材の安定供給システム申請書(別紙2-1～別紙2-3)
- ② 社会保険の加入状況(任意様式)
- ③ 保有する資格(一般競争参加資格確認通知書の写し、その他所有する資格の写し)
- ④ 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ 納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙9号書式その3又は、その3の2若しくはその3の3)の写し
- ⑥ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書表紙(別紙3)
- ⑦ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書及び添付書類(別添1、2)
- ⑧ 購入希望価格明細(別添1の2)
- ⑨ 暴力団排除に関する誓約事項(別添3)

8 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) 国有林材の安定供給システムに係る審査基準(別紙4)に基づき申請書及び企画提案書の審査を行い、最も優れた者を協定を締結することが適当と認められる需要者(以下「協定予定者」という。)として選定する企画競争方式で行います。

- (2) 申請書及び企画提案書の審査にあたっては、以下の項目について評価・採点を行います。

ア 必須項目

システム販売の対象となる需要者の要件をすべて満たしているか審査する。一つでも満たしていない場合は、当該物件に申請した者のうち最も点数が高い場合であっても協定予定者として選定しないものとします。

イ 価格点及び取組評価点

価格点については、企画提案書において提示する「購入希望価格」のうち、提示された最高価格を基準に相対評価します。

取組評価点については、評価項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与します。

- (3) 前項の審査において、応募があった物件であっても、システム販売の対象となる需要者の要件を満たしている者がいない場合は、協定予定者を選定しない場合があります。
- (4) 森林管理局長は協定予定者に対し、提案された購入希望価格について協議の上、協定を締結し、協定書及び協定単価を取り交わします。
- (5) 審査結果は、申請件数、協定者、企画提案書の概要等について、ホームページ等で公表します。
- (6) 協定に基づく販売は、当該森林管理署長等と売買契約を締結していただきます（共同で協定を締結した場合は、当該森林管理署長等と代表者の間で売買契約を締結します）。

9 協定にあたり付する条件

(1) 目的外処分の制限

協定を締結した者（以下「協定者」という。）が、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことを制限します。

(2) 協定の解除

森林管理局長は、(1)の規定に反していた場合又は次の一に該当する場合は協定を解除することができるものとします。

ア 協定の相手方が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。

イ 協定の相手方が協定期間中に上記の5に定める要件を失ったとき。

(3) 損害賠償

上記(2)により協定を解除した場合、協定の相手方は、その解除によって生ずる損害の賠償請求をできないものとします。

(4) 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進

ア 森林管理局長は、協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとします。

イ 協定者は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとします。

(5) 実行結果の報告

協定者は、協定期間の終了後、「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書の提出について」(別紙5)及び「令和6年度システム販売実行済報告書」(別紙6)を関東森林管理局長に提出するものとします。

10 その他

- (1) 申請書の様式、内容、申請手続き等及び各物件の詳細については、該当森林管理署、又は関東森林管理局資源活用課に問い合わせてください。
- (2) 国有林材の間伐対象林分より出材される全ての素材の販売契約の際、間伐材である旨の証明をします。
- (3) 木質バイオマス用の資材として申請をし協定となった場合のみ、林野庁が定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の第3の木質バイオマスの証明をします。
- (4) 協定書の内容は、「国有林材の安定供給システム協定書」（別紙7—1）のとおりとする。
ただし、特別な事情がある場合は、協定内容や協定数量を変更することもあり得ます。
- (5) 売買契約にあたっての条件は以下のとおりとします。

- ① システム販売材は検知後速やかに搬出する（概算売買契約の場合には、新たに生産される材の仕分け等の支障とならないよう速やかに搬出する）とともに、搬出後の土場の整理を行うこと。
 - ② 購入希望価格は、山元土場における消費税を除いた金額とする。
 - ③ 購入希望価格明細における数量は見込みであり、増減することもあり得る。
 - ④ 低質材の検知方法は、重量検知によることを基本とし、別紙８のとおりとする。
 - ⑤ 重量検知により計測した低質材の販売金額は、計測された重量に全国木材チップ工業連合会が公表している換算係数を乗じて材積に換算し、これに協定単価を乗じて算定する。この場合、低質材Nについては $1.25 \text{ m}^3/\text{t}$ 、低質材Lについては $0.8 \text{ m}^3/\text{t}$ として取り扱うこととする。
 - ⑥ 当該協定書の規定に違反した場合は協定を解除し売買契約を行わないこととする。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項に関し、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合には協定を解除することがあります。また、本企画競争に係る国有林野の産物販売契約においては、暴力団排除に関する特約条項を付して締結することとなります。

(問い合わせ先)

局・署等名・担当課	住 所 等	電話番号
関東森林管理局 資源活用課	〒 371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1188

別添

電子メールによる申請の留意事項

- 1 電子メールによる申請を行う場合は、誤送信防止のためメールアドレスに間違いがないか送信前に十分確認をお願いします。また、メール送信後は、送信した旨の電話連絡をお願いします。

提出先メールアドレス：ks_kanto_sigen@maff.go.jp

電話連絡先：関東森林管理局資源活用課 027-210-1188

- 2 メール容量については、20MB以下としてください。これを超える場合は、別途、提出方法を指示しますので、ご連絡ください。

- 3 提出書類のファイル形式については以下のとおりとします。

① 国有林材の安定供給システム申請書（別紙2-1～別紙2-3） Word ファイル

② 社会保険の加入状況（任意様式）

③ 保有する資格（一般競争参加資格確認通知書の写し、
その他所有する資格の写し）

④ 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

⑤ 納税証明書（国税通則法施行規則

（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又は、
その3の2若しくはその3の3）の写し

PDF ファイル
（一つのファイルに
まとめてください）

⑥ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙3） Word ファイル

⑦ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書及び添付書類（別添1, 2）Excel ファイル

⑧ 購入希望価格明細（別添1の2） Excel ファイル

⑨ 暴力団排除に関する誓約事項（別添3）

- 4 1物件につき1メールとしてください。メールの件名は、R7システム販売・物件番号・申請者名とし、添付ファイル名は、R7システム販売・物件番号・申請者名とします。

複数物件を応募の場合、提出書類の②～⑤は、いずれかの物件に添付してあれば、そのほかの物件への添付は省略可能です。（メール本文に「②～⑤は〇〇（物件番号）に添付」と記載してください。）

メール件名例：R7システム販売・1-99・株式会社前橋

ファイル名例：R7システム販売・1-99・株式会社前橋①

（一番後ろに該当ファイル番号①～⑨を記入してください）